

AJCE セミナー FIDIC 建設工事の契約条件書 国際開発金融機関版 (Red Book MDB 版) 解説

国際活動委員会 契約分科会

日時：平成 23 年 9 月 22 日(木)、13:30 ~ 17:30

会場：(株)日水コン 本社 22 階会議室

参加人数：90 名



1. はじめに

国際コンサルティングエンジニア連盟 (FIDIC) の発行する、発注者の設計による建設工事の標準契約約款「Red Book」は 1987 年版から 1999 年版にむけて大幅な改訂が行われた。そしてこの 1999 年版の一部に、国際開発金融機関(Multilateral Development Bank: MDB)が融資するプロジェクト向けの改訂を施したものが「MDB 版」である。

一方、独立行政法人国際協力機構 (JICA) はこれまで「円借款事業に係る標準入札書類(土木工事編)」の標準契約約款に Red Book 1987 年版を取り入れてきたが、2009 年 6 月の改訂では MDB 版 2006 年を採用した。また近年は、MDB 版において紛争裁定の機能を担っている「紛争委員会 (Dispute Board)」に関するセミナーを ODA 対象国で開催するなど、日本におけるアジュディケーターの育成に注力している。(アジュディケーター AJCE ホームページ参照 <http://www.ajce.or.jp/adjudicator/adjudicator.htm>)

この様な状況の中、AJCE 国際活動委員会契約分科会では 2009 年 1 月より、Red Book 1987 年版と 1999 年版・MDB 版の各条文を比較解説する作業を行った。続いて同年 12 月より MDB 版の日本語訳に着手し本

年 8 月にこれを出版した。本日本語版は既に発行されている 1999 年版日本語版を基に、MDB 版に向けて変更のあった部分を和訳し、更に変更の無い部分でも契約管理上で重要な箇所に再検討を加えたものである。

Red Book MDB 版



2010 年 英語
AJCE コード CO-13



2006 年 英語

*2006 年の製本は発行はされておりません。電子版 (PDF) は FIDIC ホームページからダウンロードできます。



2006 年 日本語
AJCE コード CO-14-J

この様な契約分科会での作業の結果を踏まえて、本セミナーでは MDB 版と 1987 年版との違い及び契約管理上の留意点について解説が行われた。

2. 講演概要

(1) 「全体概要説明」 藤原亮太 契約分科会長

各条項の解説に先立ち、Red Book とその MDB 版とは何かについて説明が行われ、続いて MDB 版の特徴について、エンジニアの立場、紛争委員会の存在、国際開発金融機関を含む関係者連関、の 3 点について解説された。



(2) 「Part-1：条項 1～条項 5」 秋永薫児委員、飯島元彦委員

両委員の都合により、発表は藤原分科会長より行われた。

Part-1 は各種語彙に関する定義と MDB 版における関係者(発注者、エンジニア、請負者、指定下請者)に関わる事項をまとめた部分である。

重要箇所として解説が行われたのは次の条項である。

- 1.1 定義
- 1.10 請負者の文書の発注者による使用
- 1.11 発注者の文書の請負者による使用
- 1.12 機密事項
- 1.14 連帯責任
- 1.15 銀行による検査及び監査
- 2.4 発注者の資金手配
- 2.5 発注者のクレーム
- 3.1 エンジニアの義務と権限
- 3.2 エンジニアによる委任
- 3.5 決定
- 4.1 請負者の一般的義務
- 4.12 予見不可能な物理的条件
- 4.11 電力、給水及びガス
- 4.20 発注者の機器と無償供与資材
- 4.21 進捗報告書
- 5 指定下請者

(3) 「Part-2：条項 6～条項 14」 鍋木孝治委員、渡邊眞道委員

発表は渡邊委員により行われた。

Part-2 には工事の遂行に必要な人的資源(要員、労務者)と物的資源(プラント、資材)及び施工技術、そして工事の開始から引き渡しまでの過程に関する条項がまとめられている。

重要箇所として解説が行われたのは次の条項である。

- 6.7 健康と安全
- 6.10 請負者の要員及び機器に係る記録
- 7.7 プラント及び資材の所有権
- 8.1 工事の開始
- 8.3 工程計画
- 8.4 完成期限の延長
- 9 完成試験
- 10 発注者への引渡し
- 12.3 費用算定
- 14 契約価格と支払い



(4) 「Part-3：条項 15～条項 19」 小西秀和委員、林竜郎委員

発表は小西委員により行われた。

Part-3 は契約終了、工事中断、リスク、保険、不可抗力からなっており、請負者が工事への応札可否を検討するにあたり根本的な要素を構成する部分である。

重要箇所として解説が行われたのは次の条項である。

- 15.1 修正の通知
- 15.2 発注者による契約終了
- 15.4 契約終了後の支払い
- 15.5 発注者の都合による契約終了の権利
- 15.6 腐敗又は不正行為
- 16.1 請負者の工事中断の権利
- 16.2 請負者による契約終了

- 16.3 工事の中止と請負者の機器の撤去
- 17.1 補償
- 17.3 発注者のリスク
- 17.5 知的財産権及び工業所有権
- 17.6 賠償責任の限定
- 18.1 保険
- 18.2 工事及び請負者の機器の保険
- 18.3 人身傷害及び財産の損害保険
- 18.4 請負者の要員の保険
- 19.1 不可抗力の定義
- 19.2 不可抗力の発生通知
- 19.3 遅延最小化の義務
- 19.4 不可抗力の結果
- 19.5 下請者に影響する不可抗力
- 19.6 任意契約終了、支払い及び解除
- 19.7 履行からの解放



- 付8 委員の義務不履行
- 付則 手続規則



3. 質疑応答

質疑応答は、各パートの終わりと全パートの終了後に行われた。契約分科会では発表者だけに限らず各委員も応対にあたった。

「発注者の資金手配」や「調達適格国」などについての質問があった他、条文の解釈に関する討論なども行われた。また分科会委員間での議論も行われるなど、契約約款の解釈や適用についての難しさが伺われた。

4. おわりに

本セミナーは契約管理の担当者、経験者を対象としたものであり、Red Book などの契約約款になじみの無い方にはかなり理解が難しい内容であったと思われる。

しかしながら社会資本整備事業の最終段階は「建設」である。これを実施するのに不可欠な工事契約約款を適正に運用させることは、コンサルティング・エンジニアの重要なスキルの一つであると考えられる。

この様な契約管理に関するセミナーが、皆様の海外建設事業におけるビジネス・チャンス拡大の一助になれば幸いである。

(注: 本文条項の題名は AJCE から出版されている MDB 版日本語版から引用した。)

以上

(5) 「Part-4 : 条項 20 及び付属書」原崇委員、星弘美委員

発表は星委員により行われた。

Part-4 はクレーム、紛争及び仲裁に関する条項、そして紛争委員と発注者・請負者との三者契約の一般条件(付属書)からなっている。

重要箇所として解説が行われたのは次の条項である。

- 20.1 請負者のクレーム
- 20.2 紛争委員会の選任
- 20.3 紛争委員会選任の不一致
- 20.4 紛争委員会の裁定の取得
- 20.6 仲裁
- 20.8 紛争委員会選任の終了
- 付5 発注者及び請負者の一般義務
- 付6 支払い
- 付7 契約終了